

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第17期第1四半期)

自2021年4月1日  
至2021年6月30日

株式会社フレクト

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	6
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13
2 役員の状況	13
第4 経理の状況	14
1 四半期財務諸表	15
(1) 四半期貸借対照表	15
(2) 四半期損益計算書	16
第1 四半期累計期間	16
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年11月4日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期（自2021年4月1日 至2021年6月30日）
【会社名】	株式会社フレクト
【英訳名】	F l e c t C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 黒川 幸治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番6号
【電話番号】	03-5159-2090
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長CFO 塚腰 和男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番6号
【電話番号】	03-5159-2090
【事務連絡者氏名】	執行役員・コーポレート本部長CFO 塚腰 和男

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期累計期間	第16期
会計期間	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	750,772	2,559,616
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	40,499	△186,282
四半期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	34,351	△194,394
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	301,181	301,181
発行済株式総数		
普通株式 (株)	1,000,000	1,000,000
A種優先株式 (株)	85,950	85,950
B種優先株式 (株)	210,000	210,000
純資産額 (千円)	293,872	243,032
総資産額 (千円)	1,524,897	1,499,026
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	13.25	△75.21
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	19.3	16.2

(注)

1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、第16期は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額は配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 当社は、第16期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第16期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 株主からの取得請求権に基づき、A種優先株式及びB種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式の全てについて、2021年9月9日の取締役会決議により、2021年9月28日付で会社法第178条に基づき消却しております。
8. 2021年9月9日の取締役会決議により、2021年9月28日付で、普通株式について1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

また、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ①財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における財政状態は、総資産1,524,897千円、負債合計は1,231,025千円、純資産合計は293,872千円となりました。

##### （流動資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末より34,007千円増加し、1,400,594千円となりました。これは主に、収益認識に関する会計基準の適用により売掛金及び契約資産が131,115千円増加したこと、一方で、現金及び預金が90,524千円減少したこと、仕掛品が5,773千円減少したこと等によるものであります。

##### （固定資産）

当第1四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末より8,136千円減少し、124,303千円となりました。これは主に、有形固定資産に係る減価償却費を6,212千円計上したこと、無形固定資産を11,677千円取得した一方で、減価償却費を12,630千円計上したこと等によるものであります。

##### （流動負債）

当第1四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末より6,588千円減少し、556,451千円となりました。これは主に、前受金が18,995千円増加したこと、また未払法人税等が7,138千円増加したこと、一方で買掛金が10,388千円減少したこと、また未払金が23,830千円減少したこと等によるものであります。

##### （固定負債）

当第1四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末より18,380千円減少し、674,573千円となりました。これは主に、長期借入金を18,080千円返済したこと等によるものであります。

##### （純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末より50,840千円増加し、293,872千円となりました。これは、利益剰余金が、四半期純利益として34,351千円増加したこと、また収益認識会計基準を適用したことによる遡及適用した場合の累積的影響額として16,488千円増加したことによるものであります。

##### ②経営成績の状況

当社は、コーポレートビジョンである「あるべき未来をクラウドでカタチにする」のもと、クラウド先端テクノロジーとデザインで企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を支援する国内トップクラスのマルチクラウド・インテグレーターです。

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、3度目の緊急事態宣言が発令され、経済活動の停滞が生じました。ワクチン接種の進展に伴う経済活動水準の上昇期待がある一方で、緊急事態宣言解除後もまん延防止等重点措置の継続、変異株の流行懸念等、先行き不透明感が継続しております。

当社が属するDX市場に関して、DXには様々な定義がありますが、日本経済団体連合会によると、単純な改善や自動化、効率化をもってDXとは言い難く、社会の根本的な変化に対して、新たな価値を創出するための改革がDXと定義されております（出典：日本経済団体連合会「Digital Transformation（DX）」2020年5月19日）。コスト削減を目的とした、紙からデジタルへの置き換えといった社内のアナログな業務やデータをデジタル化する「守りのDX」から、収益や顧客エンゲージメントの向上を目的とした、新しい顧客体験を創出する「攻めのDX」にシフトすることが求められています。「攻めのDX」のステップとして、顧客接点の変革、サービス商品の変革、最後にビジネスモデルの変革となり、達成難度も高く、これを実現すると企業の高い競争力が獲得でき、この「攻めのDX」こそがDX

の本質と言えます。

日本企業においてビジネス変革等の「攻めのDX」の必要性を強く感じる割合が約9割となりますが、その背景にはデジタル技術の普及による自社の優位性や競争力が低下することの懸念があります。（出典：独立行政法人情報処理推進機構(IPA)「デジタル・トランスフォーメーション推進人材の機能と役割のあり方に関する調査（2019年5月17日）」）

一方で、DXが成功した企業の割合はわずか6.6%（出典：アビームコンサルティング株式会社「日本企業にとってのDXの本質（2020年度）」）であり、DX推進の上位課題に「デジタル人材・スキルの不足」といった人や組織の課題（出典：総務省「令和3年版情報通信白書（2021年7月30日）」）が挙げられております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により、各企業においてはリモートコミュニケーション含めた業務のオンラインへのサービス転換や柔軟な労働環境への急速なシフト等の取り組みが加速しており、DXは喫緊の経営課題となっております。

このような環境下、国内DX市場の規模は、2019年の7,912億円から2030年度には3.0兆円に拡大すると予測されております（出典：株式会社富士キメラ総研「2020 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）。また、DX実現を支える国内パブリッククラウドサービス市場は2020年から2025年にかけて19.4%の年平均成長率で推移し、2025年の市場規模は2020年比2.4倍の2兆5,866億円になることが予測されております（出典：IDC Japan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場予測、2021年～2025年」）。

当社においては、「クラウドインテグレーションサービス」及び「Cariotサービス」の2つのサービスについて事業運営を行ってまいりました。

### （クラウドインテグレーションサービス）

当第1四半期累計期間においては、当社強みであるIoT/Mobilityサービス、リアル店舗とECの連携サービス、企業と顧客を繋げるコミュニティサービス、また、それら複数のデジタルサービスをシームレスに連携させることによる新しい顧客体験を創出する攻めのDX支援を手掛けました。

注力しているMuleSoftのインテグレーションにおいても新規受注獲得が継続し、更にシステムのハブとなるMuleSoftと繋がる領域のクロスセルにより、既存顧客の取引拡大も実現しております。ビジネス全体のDX実現のため、モバイル/ECサイト等の複数のエンドポイントシステムを開発し統合していくには、企業の基幹システムも含む様々なシステムに素早く繋げることが重要であり、当該ソリューションとなるMuleSoftの需要が拡大しております。引き続き受注・開発体制を増強し注力してまいります。

### （Cariotサービス）

当第1四半期累計期間においては、訪問自動記録の機能拡張を行い、サービスの付加価値向上に取り組みました。またWEBセミナー等オンラインでのマーケティングを推進し、新規顧客の獲得、既存顧客の追加受注が増加し、継続的な成長を実現する一方で、前会計年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による既存顧客の解約も継続しているため、カスタマーサクセスを強化しております。引き続き、事業環境を見極めながら、顧客基盤固めを含め、着実な事業展開を図ってまいります。

これらの結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高750,772千円、営業利益41,703千円、経常利益40,499千円、四半期純利益34,351千円となりました。

なお、当社はクラウドインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

#### (3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について新たに発生した重要な課題及び重要な変更はありません。

#### (5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第1四半期累計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に重要な変更

はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費は7,421千円となりました。これは主に技術開発室における新規技術の開発等に係る活動によるものであります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、クラウドソリューションサービスにおける労務費及び外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、投資を目的とした資金需要は、Cariotサービス及び受注管理システムに係るソフトウェア開発費用及び本社オフィス移転に伴う内装工事費用等の設備投資等によるものであります。

なお、当社の資金の源泉は主に営業活動によるキャッシュ・フローによるものであります。



### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000
A種優先株式	100,000
B種優先株式	400,000
計	5,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	1,000,000	非上場	(注)1.
A種優先株式	85,950	85,950	非上場	(注)2.
B種優先株式	210,000	210,000	非上場	(注)2.
計	1,295,950	1,295,950	—	—

(注)1. 当社は単元株制度を採用しておりません。

(注)2. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(注)3. 株式の内容

#### A種優先株式及びB種優先株式の内容

##### 1. 残余財産の分配

- ①当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配する時は、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）及び普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、金2,416円（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を支払う。
- ②B種優先残余財産分配金が支払われた後に残余財産があるときは、当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者及び普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、金873円（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を支払う。
- ③A種優先残余財産分配金が支払われた後に残余財産があるときは、当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者及び普通株主または普通登録株式質権者に対し、A種優先株式及びB種優先株式についてはその時点で残存するA種優先株式及びB種優先株式のすべてが普通株式に転換されたものとみなして、1株につき同額の金額を支払う。
- ④株式の併合または分割、株主割当てにおける調整額の算定は以下の定めに従い、調整される。
  - (1) 株式の分割が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり} \times \text{分割による増加A種優先株式数}}{\text{のA種優先残余財産} \times \text{分割後のA種優先株式数}} \text{分配金}$$

- (2) 株式の併合が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりA種優先残余財産分配金}}{\text{併合による減少A種優先株式数}} \times \frac{\text{併合後のA種優先株式数}}{\text{併合後のA種優先株式数}}$$

- (3) 株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えて株式の発行または自己株式の処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額（1円未満は切り捨てる。）とする。下記算式の「A種優先株式当初払込金額」とは、金873円をいうものとし、本項目に基づきA種優先残余財産分配金が調整された場合には、それに準じて調整されるものとする。「既発行のA種優先株式数」からは、当該発行または処分の時点における当社が保有する自己株式の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新規発行のA種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \frac{\text{新規発行のA種優先株式数}}{\text{既発行のA種優先株式数+新規発行のA種優先株式数}} \times \frac{\text{1株当たりA種優先株式当初払込金額} - \text{1株当たり新規発行のA種優先株式払込金額}}{\text{1株当たりA種優先株式当初払込金額}}}{\text{既発行のA種優先株式数+新規発行のA種優先株式数}}$$

- ⑤ B種優先残余財産分配金は、前項の定めに基づいて調整されるものとし、前項の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。なお、「B種優先株式当初払込金額」とは、金2,416円をいうものとする。

## 2. 取得請求権

- ① A種優先株主は、下記の条件に従って、A種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される数の当社の普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得することを請求することができ、B種優先株主は、下記の条件に従って、B種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される数の当社の普通株式の交付と引換えにB種優先株式を取得することを請求することができる。

### ② 当初取得価額及び取得価額の調整

#### (1) 当初取得価額

A種優先株式についての取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初金872.6円とし、B種優先株式についての取得価額（以下「B種取得価額」という。）は、当初金2,416円とする。

#### (2) A種取得価額の調整

- (a) A種優先株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、A種取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式においては、「既発行普通株式数」は、その時点で残存する優先株式のすべてが普通株式に転換されたものとみなして算出する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数+新発行・処分普通株式数}} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{新発行・処分における1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数+新発行・処分普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数+新発行・処分普通株式数}}$$

- a. A種取得価額（A種取得価額が調整された場合は調整後のA種取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式の処分をする場合（ただし、株式無償割当てによる場合、及び当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）調整後のA種取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. A種取得価額（A種取得価額が調整された場合は調整後のA種取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合調整後のA種取得価額は、発行される証券若しくは権利または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）のすべてが当初の取得価額で取得され、若しくは、当初の転換価額で転換され、または、

当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。ただし、本bによるA種取得価額の調整は、(i)当社または当社の子会社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的の新株予約権を発行する場合、または(ii)A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われぬ。

- c. A種優先株式発行後、株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合  
調整後のA種取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、または、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。
- (b)上記(a)に掲げる場合のほか、下記に該当する場合には、当社は、下記の定めに従って、A種取得価額を調整する。

A種優先株式発行後、A種取得価額（A種取得価額が調整された場合は調整後のA種取得価額を意味する。）を下回る金額による株式の異動によって、当社の議決権の過半以上を保有する株主が現れる可能性のある合併・株式交換・株式分割・株式譲渡が、当社の株主総会及び取締役会で決議された場合、かかる金額（当該金額が複数ある場合にはその最低額とする。）を調整後のA種取得価額とする。なお、調整後のA種取得価額は、株式異動日、株式名義書換請求日、または株式譲渡承認を決定する当社の取締役会決議日のいずれか最も早い日の前日以降これを適用する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (c)上記(a)及び(b)に掲げる場合のほか、普通株式につき株式の併合を行う場合、次に定める算式によって、A種取得価額を調整する。

$$\text{調整後 A種取得価額} = \text{調整前 A種取得価額} \times \frac{\text{併合後既発行普通株式数}}{\text{併合前既発行普通株式数}}$$

- (d)上記(a)、(b)及び(c)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、上記①に準じてA種取得価額を調整する。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少によりA種取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生によりA種取得価額の調整を必要とするとき。

- (e)取得価額調整式により算出された調整後のA種取得価額と調整前のA種取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、A種取得価額の調整は行わない。ただし、当該差額相当額は、その後にA種取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後のA種取得価額にその都度算入する。

- (f)取得価額調整式に使用する調整前A種取得価額は、調整後A種取得価額を適用する前日において有効なA種取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、または、基準日がない場合は調整後A種取得価額を適用する前日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

- (3)上記(2)によりA種取得価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前または調整前のA種取得価額、修正後または調整後のA種取得価額並びにその適用の日その他必要な事項をA種優先株主に通知する。ただし、上記(2)(d)b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

- (4)取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、以下のとおりとする。ただし、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を上限とする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求を行った A種優先株式の払込金額の総額}}{\text{A種取得価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金872.6円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調節される。各A種優先株主または各A種優先登録株式質権者に交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (5)取得請求受付場所

当社本店

- ③B種取得価額及びB種優先株式の払込金額（当初金2,416円）は、前項の定めに従って調整されるものとし、前項

の規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

④取得請求権の行使期間

何時でも、A種優先株式及びB種優先株式の取得請求を行うことができる。

3. 取得条項

当社は、当社の普通株式を金融商品取引所に上場申請することを取締役会において決議し、かつ、当社の株式公開に関する主幹事証券会社から要請された場合には、取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）に、A種優先株式を取得し、これと引換えに、当社が取得するA種優先株式の払込金額の総額をA種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができ、また、B種優先株式を取得し、これと引換えに、当社が取得するB種優先株式の払込金額の総額をB種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができる。なお、一斉取得日に先立ち、2. (2)及び(3)並びに③に定めるA種取得価額及びA種優先株式の払込金額並びにB種取得価額及びB種優先株式の払込金額の調整事由が生じた場合には、A種取得価額及びA種優先株式の払込金額並びにB種取得価額及びB種優先株式の払込金額は、1. 残余財産の分配④(2)及び(3)並びに⑤に準じて調整される。上記に基づき各A種優先株主または各A種優先登録株式質権者及び各B種優先株主または各B種優先登録株式質権者に交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

4. 株式の併合または分割、株主割当て

①株式の併合または分割を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式ごとに、同時に同一の比率でこれを行う。

②株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主には、A種優先株式またはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主には、B種優先株式またはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

③株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てまたはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の株式無償割当てまたはB種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

5. 議決権

①A種優先株主は、当社の株主総会において1株につき1個の議決権を有する。

②B種優先株主は、当社の株主総会において1株につき1個の議決権を有する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権

決議年月日	2021年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 28
新株予約権の数（個） ※	36,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 36,800[73,600]（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	2,600[1,300]（注）3
新株予約権の行使期間 ※	自2023年7月1日 至2031年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,600 [1,300] 資本組入額 1,300 [650]（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）2

※ 新株予約権証券の発行時（2021年7月1日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)

1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要領第1項に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要領第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権発行要領第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
  - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - (8) 組織再編行為の際の取扱い  
新株予約権発行要領第12項に準じて決定する。
3. 2021年9月28日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	普通株式 1,000,000 A種優先株式 85,950 B種優先株式 210,000	—	301,181	—	291,180

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000 A種優先株式 85,950 B種優先株式 210,000	普通株式 1,000,000 A種優先株式 85,950 B種優先株式 210,000	「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載の とおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,295,950	—	—
総株主の議決権	—	1,295,950	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	896,556	806,031
売掛金	363,229	—
売掛金及び契約資産	—	494,344
商品	937	1,969
仕掛品	24,076	18,303
貯蔵品	60	53
前渡金	2,810	7,691
前払費用	60,455	65,753
その他	18,460	6,446
流動資産合計	1,366,586	1,400,594
固定資産		
有形固定資産	28,268	22,550
無形固定資産	97,501	95,381
投資その他の資産	6,669	6,371
固定資産合計	132,439	124,303
資産合計	1,499,026	1,524,897
負債の部		
流動負債		
買掛金	201,431	191,043
1年内返済予定の長期借入金	72,330	76,235
未払金	52,597	28,767
未払費用	109,661	106,558
未払法人税等	6,279	13,418
前受金	83,174	102,170
預り金	8,938	9,036
その他	28,625	29,222
流動負債合計	563,039	556,451
固定負債		
長期借入金	691,235	673,155
その他	1,719	1,418
固定負債合計	692,954	674,573
負債合計	1,255,994	1,231,025
純資産の部		
株主資本		
資本金	301,181	301,181
資本剰余金	291,180	291,180
利益剰余金	△349,329	△298,489
株主資本合計	243,032	293,872
純資産合計	243,032	293,872
負債純資産合計	1,499,026	1,524,897

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	750,772
売上原価	430,703
売上総利益	320,068
販売費及び一般管理費	278,365
営業利益	41,703
営業外費用	
支払利息	1,204
営業外費用合計	1,204
経常利益	40,499
税引前四半期純利益	40,499
法人税等	6,148
法人税等合計	6,148
四半期純利益	34,351

## 【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、クラウドインテグレーションサービスにおける請負契約に関して、従来は、請負契約による受注制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については進行基準を、その他の契約については完成基準を適用していましたが、ごく短期な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算出しており、ごく短期な契約については完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は58,074千円増加し、売上原価は39,440千円増加し、営業利益は、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ18,633千円増加しております。また、利益剰余金の当期期首残高は16,488千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って前事業年度については新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算方法)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)  
該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)  
該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)  
当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

---

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
減価償却費	18,843千円

---

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自2021年4月1日 至2021年6月30日)

1. 配当金支払額  
該当事項はありません。
2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの。  
該当事項はありません。
3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第1四半期累計期間（自2021年4月1日 至2021年6月30日）

当社は、クラウドソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

(単位:千円)

	クラウドソリューション事業
一時点で移転される財又はサービス	235,695
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	515,076
顧客との契約から生じる収益	750,772
その他の収益	—
外部顧客への売上高	750,772

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	13円25銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	34,351
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	34,351
普通株式の期中平均株式数(株)	2,591,900
(うち普通株式数(株))	2,591,900
(うちA種優先株式(株))	—
(うちB種優先株式(株))	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2021年9月28日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しています。



(重要な後発事象)

1. 種類株式の取得及び消却

株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式及びB種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式の全てについて、2021年9月9日付開催の取締役会決議により、2021年9月9日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。

(1) 優先株式の普通株式への交換状況

①取得及び消却した株式の種類及び数

A種優先株式 85,950株

B種優先株式 210,000株

②交換により交付した株式の種類及び数

普通株式 295,950株

③交付後の発行済株式の種類及び数

普通株式 1,295,950株

2. 株式分割、単元株制度の採用

当社は、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2021年9月9日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月28日付で株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(1) 株式分割の概要

①分割方法

2021年9月27日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数 1,295,950株

今回の分割により増加する株式数 1,295,950株

株式分割後の発行済株式総数 2,591,900株

発行分割後の発行可能株式総数 10,000,000株

③株式分割の効力発生日

2021年9月28日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月25日

株式会社フレクト  
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

齋藤 晃一

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

永利 浩史

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレクトの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレクトの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準

拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上